

令和4年（ワ）第891号 国家賠償請求事件

原告 デヴァ・スリヤラタ外2名

被告 国

## 訴訟進行に関する申入れ

2022年5月13日

名古屋地方裁判所 民事第10部合議口係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 川口 直也



頭書事件について、本日、被告から答弁書が提出されました。ですが、請求原因に対する認否は未了でした。

まだ、本年6月8日に予定されている第1回口頭弁論期日まで4週間近くの余裕があります。民事訴訟規則80条は「答弁書には、請求の趣旨に対する答弁を記載するほか、訴状に記載された事実に対する認否及び抗弁事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。やむを得ない事由によりこれらを記載することができない場合には、答弁書の提出後速やかに、これらを記載した準備書面を提出しなければならない。」としていますので、被告においては、第1回口頭弁論期日までに、少なくとも請求の原因に対する認否までは記載した準備書面を提出するような進行を求めます。原告らの主張のほとんどは、被告が保有している資料に基づくものであり、被告はそれらに基づいて2021年8月10日までに本件に関する最終報告書を作成・公表していますから（甲4の1・2）、少なくとも第1回期日までに認否をすることは可能なはずです。

以上